

令和3年度納付金算定から変更される（運営方針素案）項目の整理

【①保健事業費(独自事業分)の算出方法について】

- ①-1 事業費納付金として集める対象経費の基準額は、当該納付金対象年度の前年度保険料総額（医療分）の一定割合と納付金算定時の報告額のいずれか低い額とする。
- ①-2 報告額の当初分からの増額変更は行わない。
⇒(仮算定時の市町村基礎ファイル入力数値(独自保健事業分)の増額を行わない。)

【②標準収納率について】

- ②-1 保険者努力支援制度の保険料収納率に関する評価指標の市町村規模別の区分に準じて区分を行い、当該区分の直近収納率の平均値から、1ポイントを減じた値とする。
⇒令和3年度からは新たに3,000人未満の区分を設け、5区分に変更(現在4区分)
- ②-2 諸条件
※「諸条件」(基本的な考え方)
実収納率が規模別基準収納率を上回っている市町村には、当該上回っている値の2分の1を減じ、インセンティブとする。また、規模別基準収納率を下回っている市町村には、実収納率に0.5ポイントを加算し、収納率向上の努力分とする。
⇒資料2参照